

## 第8回名立区地域協議会 次第

日時：平成28年10月26日(水) 午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

### 1 開 会

### 2 協 議

- (1) 地域活動支援事業の審査について・・・資料 1
- (2) 自主的審議事項について(現状報告及び今後の進め方について)
  - ・公共交通サービス検討分科会
  - ・高齢者福祉施設分科会
- (3) 名立区の地域課題について・・・資料 2
- (4) 視察研修会の開催について・・・資料 3

### 3 その他の事項

- (1) 上越信用金庫名立支店の移転について
- (2) 行政報告
  - ・農業委員会法の改正に伴う新たな農業委員・農地利用最適化推進委員の業務と定員について・・・資料 4
- (3) 平成28年度第9回地域協議会の開催予定
  - ・平成28年 月 日( )午後 時 分から

### 4 閉 会

## 地域活動支援事業の審査開始までの流れ

### ～審査開始前に

以下の項目について、事務局から説明し、委員による確認・協議を行う。

- 1 提案事業の確認
- 2 審査の流れの確認
- 3 名立区審査方針の確認等
- 4 基本審査の確認・協議
- 5 条件付き採択についての確認・協議
- 6 不採択の場合についての確認
- 7 欠席委員の採点の可否の確認
- 8 各事業において審査から外れる地域協議会委員の確認・協議
- 9 集計後の流れの確認
- 10 採択事業・金額についての確認・協議

### ～審査開始

1 事業ごとに配布する「採点票」により、個人審査（採点）を実施する。

- ・委員は、事前の書類審査の他、提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査を行う。
- ・審査委員全体の平均点で 30 点を上回るものを採択とする。  
注) 採択した事業の補助金が配分額を超えた場合について

地域協議会又は地域活動支援事業に係る課題及び改善策

事務所名・センター名( 名立区総合事務所 )

	課題内容	改善策
1	委員が他地区に個人で出向いて調査、勉強する際の交通費の支払いが必要だと思われる。	事前の申告に基づいて、支払い条件を満たしていれば交通費を支払う。
2	名立区独自の審査項目 で地域資源うんぬんとあるが、果たして審査項目としてふさわしいのか？	
3	委員の年齢層が偏っているのではないかと。 もう少し若い人も入らなければ、地域活動支援事業の審査などいろいろな面で影響してくるのでないかと思う。	
4	地域活動支援事業の各審査項目が一般人(主婦など)にはわかりにくく、審査しづらい。	
5	地域活動支援事業に提案したくても、よくわからず利用できていない団体がある。	総合事務所で説明会を開いてはどうか。
6	地域協議会委員の住所を公開しないでもいいのではないかと。	住所を公開しない。
7	協議会委員全員が集まる定例会が毎月開催されているほか、自主的審議を行うための分科会もほぼ毎月開催されており、各委員の負担が大きい。	
8	当地区では2つの分科会を設置し、それぞれ自主的審議を行っている。その結果を委員全員が集まる定例会の場で報告するが、定例会では時間が限られているため当日は会議の状況報告がメインとなってしまう、自主的審議について委員全員で十分な議論ができない状況にある。	
9	地区によっては支援事業費を年度内に全額消化するよう調整しているところもあるようで、追加募集をしている地区よりも予算を消化しているように見える。地域の実情に応じて判断してもらおうという市の方針であるが、ある程度は統一したルールを決めるべきだと考える。	
10	地域活動支援事業の各審査項目が抽象的なため、点数をつけづらい。	

## 平成28年度視察研修会の候補地

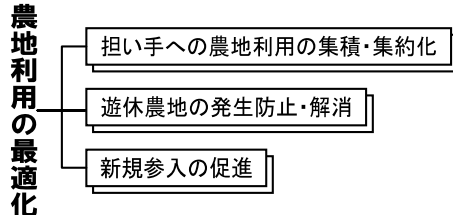
研修内容（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域の振興を図るための取組について研修したい。（ろばた館の今後の運営について取り組むため）(奥泉委員)</li> <li>・ ジオパークを始めとし、ヒスイが国の石に選定された。小滝川原石をぜひ見学したい。（フォッサマグナミュージアムを含めて）(徳田委員)</li> <li>・ 「地域活性化」若い世代の地域づくりへの参加（佐藤委員）</li> <li>・ 名立区とよく似ている町なので、見学し、課題や取組など参考になればよいと思う。（1,608世帯、4,529人、小学校・中学校は各1校のみ、道の駅(天領の里)、漁港がある。)(二宮委員)</li> </ul>
研修候補地（可能な限り複数の候補地を選定してください。「      方面」などだけで結構です）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糸魚川市方面（奥泉委員）(徳田委員)</li> <li>・ 上越市大島区・牧区方面（奥泉委員）</li> <li>・ 長野県、富山県方面（佐藤委員）</li> <li>・ 出雲崎町（二宮委員）</li> </ul>
実施予定日（    月上旬などおおよその日程で構いません）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月中旬（奥泉委員）</li> <li>・ 4月上旬（佐藤委員）</li> <li>・ 11月上旬    今回が無理なら来年度でも（二宮委員）</li> </ul>

農業委員会法の改正に伴う  
新たな農業委員・農地利用最適化推進委員の業務と定員について

1 法改正の概要

1) 公布等 公布：平成27年9月4日（平成27年法律第63号） 施行：平成28年4月1日  
2) 改正概要

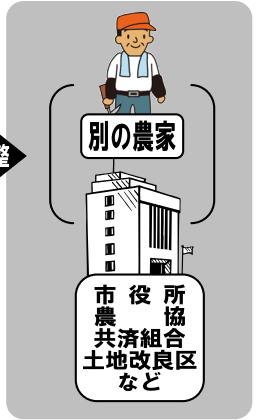
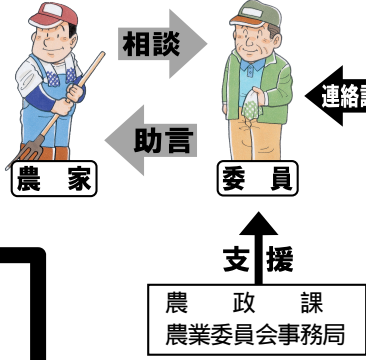
「農地等の利用の最適化の推進」を、農業委員会業務の最重点に  
農業委員の選出方法を「市町村長の任命制」に  
「農地利用最適化推進委員」の新設  
都道府県及び全国段階に、「農業委員会ネットワーク機構」を指定  
現行委員は、任期（平成29年4月28日）まで従前どおり在任



2 委員の業務

1) 重点化（農業委員と推進委員の共通業務）

- 現行業務
- 農地異動に関する許認可（総会、部会等）
  - 相談業務
  - 農地の売買、貸借
  - 農地の転用
  - 賃借料、売買価格
  - 経営の縮小、拡大
  - 法人化
  - 農業の作業委託
  - 農地の相続
  - 新規就農・就業 など
  - 農地パトロール（農地利用状況調査）
  - 紛争の調停・仲介
  - 家族経営協定の推進
  - 農業者年金の推進
  - 全国農業新聞の普及
  - など



重点化

- 農地等の利用の最適化の推進
- 市最適化推進指針の策定（農業委員会全体で）
  - 法人化や認定農業者制度の推進
  - 各地域の「人・農地プラン」の策定過程への参画・助言
  - 農地の集積・集約化に向けた農地の提供呼び掛け
  - 農家の今後の経営意向の把握と情報の「農地台帳」への集約
  - 担当区域内の農地の利用状況や遊休農地の情報収集（農地利用状況調査）
  - 遊休農地の解消に向けた働きかけ（農地利用意向調査）
  - 原野化している山間地の農地の地目変更
  - 新規就農者の開拓とサポート

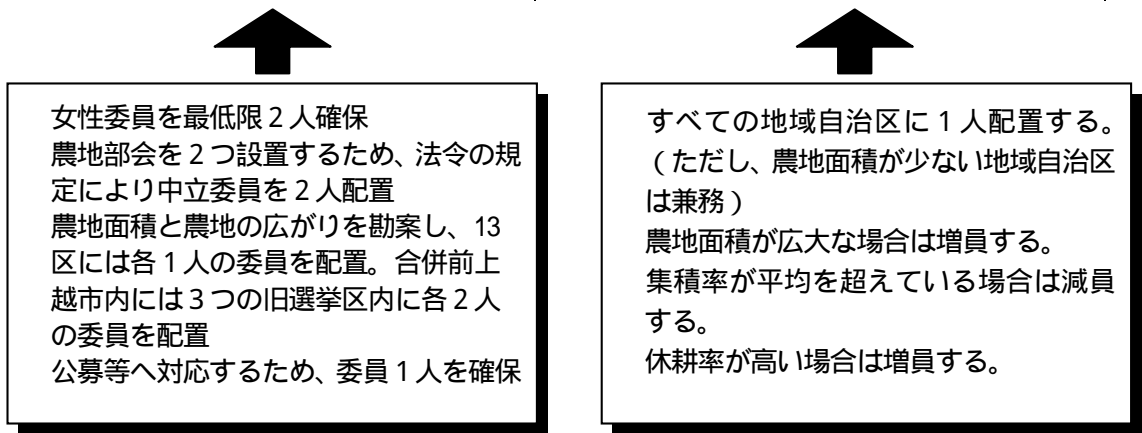
## 2) 農業委員のみの業務

前出の業務の方針を決めたり、進捗を管理したりするため、下記のような農業委員会の各種会合に出席し、協議・決定の過程に加わる。

総会（年4回程度）	運営委員会（年4回程度・役員のみ）	農地部会（毎月1回）
-----------	-------------------	------------

## 3 委員の定数

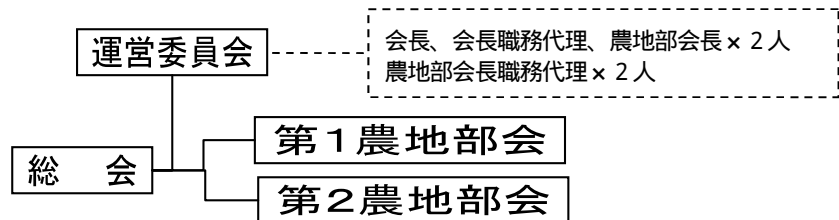
委員名	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
現 行	選挙委員：40人、選任委員：7人 計47人	-
改正後	24人	48人
備 考	議会同意を経て市長が任命 過半数が認定農業者 中立委員の必置	農業委員会が委嘱



## 4 委員会の組織図

農地の権利移動に関する許認可の業務は、年間約5千件にもおよび、総会のみで対応するには効率が悪いことから、単純に件数の案分に基づいて市内を2つの地域に分け、2つの農地部会を設置して対応する。

農業委員会組織図



区分	第1農地部会	第2農地部会
地区	合併前市、中郷区、板倉区、清里区、名立区	安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、三和区
委員数	12人	12人
件数	2,819件	2,447件